

## 白河市移住者支援就業促進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、福島県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び白河市みらい創造総合戦略に基づき、白河市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、福島県と共同して行う白河市移住者支援就業促進事業により移住した者のうち、本市において就業し、又は起業した者に対して、予算の範囲内において補助金（以下「移住支援金」という。）を交付することについて、ふくしま移住支援金給付事業補助金交付要綱、福島県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）、白河市補助金等交付規則（平成17年白河市規則第39号）に定めるもののほか必要な事項について定めるものとする。

### (交付金額)

第2条 移住支援金の交付金額は、世帯（申請者を含む2人以上の世帯員がいる場合をいう。）での移住にかかる申請にあつては100万円、単身での移住にかかる申請にあつては60万円とする。

### (対象者要件)

第3条 移住支援金の対象者は、県実施要領第5の1(1)①、②、③及び④の要件を満たすものとする。この場合において、同要領第5の1(1)①(イ) b中「交付金の交付決定がされた後であつて、福島県において移住支援事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に、福島県内に転入したこと。」とあるのは「平成31年4月1日以降に白河市に転入したこと。」と、同要領第5の1(1)④(ウ)中「申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、交付金の交付決定がされた後であつて、福島県において移住支援事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に、福島県に転入したこと。」とあるのは「全ての世帯員がいずれも、平成31年4月1日以降に本市に転入したこと。」と、それぞれ読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、令和元年12月19日以前に転入した者は、改正前の県実施要領第5の1(1)①、②、③、及び④の要件を満たすものとする。

### (交付申請)

第4条 前条に定める要件に該当し、移住支援金の交付申請を希望する者は、あらかじめ県実施要領第5の1(1)⑤(ア)に定める「移住支援金交付対象者登録届出書」を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により移住支援金交付対象者登録届出書の提出を受けたときは、福島県に対し「ふくしま移住支援金給付事業補助金交付申請書」を提出するものとする。

3 第1項に掲げる移住支援金の交付申請希望者が、その交付申請を行おうとするときは、県実施要領第5の1(1)⑤(ウ)に定める「移住支援金交付申請書兼実績報告書」等の書類を市長に提出するものとする。

### (交付決定通知)

第5条 市長は、ふくしま移住支援金給付事業補助金の交付決定を受けた場合において、前条第3項の申請があつたときは、速やかにその内容を審査し、移住支援金を交付することが適当であると認めるときは、県実施要領第5の1(1)⑤(エ)に定める「移住支援金交付

決定兼確定通知書」により移住支援金の交付額が決定し確定した旨を、不適當であると認めるときは、県実施要領第5の1(1)⑤(エ)に定める「移住支援金交付申請却下通知書」により当該申請を却下した旨を、申請者に通知するものとする。

(支援金交付請求)

第6条 申請者は、交付決定通知書を受けた場合、移住支援金交付請求書(第1号様式)(以下「請求書」という。)を市長に提出しなければならない。

(支援金の交付)

第7条 市長は、交付決定を行った場合においては、その申請者に対し、前条に規定する請求書の提出があった日から3カ月以内に移住支援金を交付するものとする。

(交付決定通知書の再交付)

第8条 申請者が補助金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、移住支援金交付決定通知書再交付願(第2号様式)(以下「再交付願」という。)を市長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第9条 市長は、前条に規定する再交付願の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに移住支援金交付決定兼確定通知書(再交付)(第3号様式)により、申請者に交付するものとする。

(報告及び立入調査)

第10条 福島県及び市は、必要があると認めるときは、申請者に対し報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第11条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の各号に応じて掲げる要件に該当する場合には、当該移住支援金の全額又は半額に相当する額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害等のやむを得ない事情があり、福島県及び市が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

- ア 虚偽の申請又はその他不正の手段により移住支援金の支給を受けた場合
- イ 移住支援金の申請日から3年に満たない期間において、転出した場合
- ウ 申請のあった日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合
- エ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

申請のあった日から3年以上5年以内に転出した場合

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、福島県と市が協議して別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和元年12月20日から適用する。

第1号様式（第6条関係）

移住支援金交付請求書

年 月 日

白河市長

交付請求者

住 所

氏 名

㊞

電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定のありました「白河市移住者支援就業促進事業補助金」について、白河市移住者支援就業促進事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

○支援金交付額 金 円



番 号  
年 月 日

様

白河市長

移住支援金交付決定兼確定通知書（再交付）

福島県移住支援事業・マッチング支援事業、起業支援事業実施要領及び白河市移住者支援就業促進事業補助金交付要綱の規定に基づき、次のとおり移住支援金の交付を決定し、確定しましたのでお知らせいたします。

移住支援金 \_\_\_\_\_ 円

（備考）

- 1 白河市は、福島県移住支援事業・マッチング支援事業、起業支援事業実施要領及び白河市移住者支援就業促進事業補助金交付要綱に基づき、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該各号に定める金額について請求いたします。
  - (1) 虚偽の申請又はその他不正の手段により移住支援金の支給を受けたことが明らかになった場合 支給を受けた移住支援金の全額に相当する額
  - (2) 移住支援金の申請日から3年に満たない期間において、白河市から転出した場合 支給を受けた移住支援金の全額に相当する額
  - (3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合 支給を受けた移住支援金の全額に相当する額
  - (4) 起業支援事業の交付決定を取り消された場合：支給を受けた移住支援金の全額に相当する額
  - (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に白河市から転出した場合：支給を受けた移住支援金の半額に相当する額
- 2 白河市は、福島県移住支援事業・マッチング支援事業、起業支援事業実施要領及び白河市移住者支援就業促進事業補助金交付要綱の規定に基づき、福島県移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。
- 3 フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について、
  - ・この通知書は、フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります

す。

- ・移住支援金の返還を請求された場合は、フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金を受領した方に対するフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取り扱金融機関への申込が必要となります。

- 4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について、
- ・この通知書は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
  - ・移住支援金の返還を請求された場合は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード	
-------	--